○総務省令第二十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十八条ただし書及び地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第六条第三項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償又は予後補償を行わない場合） **第二十六条の三**　法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一　略］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合	（休業補償又は予後補償を行わない場合） **第二十六条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○総務省令第二十五号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第五条ただし書の規定に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（損害補償のうち休業補償を行わない場合） **第一条**　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第五条ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 ［一　略］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合	（損害補償のうち休業補償を行わない場合） **第一条**　［同上］ ［一　同上］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。